

農地中間管理事業の推進に関する 基本方針

令和5年4月
和歌山県

1 主 旨

この基本方針は、「農地中間管理事業の推進に関する法律」（平成25年法律第101号。以下「法」という。）第3条第1項の規定に基づき、和歌山県における効率的かつ安定的な農業を営む者（以下「担い手」という。）が利用する農用地の面積の目標及び農地中間管理事業の推進に関する基本的な方向等を定めたものであり、同条第5項の規定に基づき公表する。

2 農地中間管理事業の推進に関する基本的な方向

- (1) 県は、農地中間管理機構（以下「機構」という。）を指定し、担い手への農地集積を進める中核機関として位置付け、関係機関との連携により機構を最大限に活用することで、農地中間管理事業を推進する。
- (2) 県は、地域計画（農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号。以下「基盤法」という。）第19条第1項に規定する地域計画をいう。以下同じ。）の区域内において、農地中間管理事業を重点的に推進する。
- (3) 機構は、農地中間管理権を取得する農用地について基準を設けることとし、農用地として利用することが著しく困難なものについては、農地中間管理権を取得しないこととする。

3 担い手が利用する農用地の面積の目標

ここに掲げる目標については、農地中間管理事業、機構が行う特例事業（基盤法第7条各号に掲げる事業）及び国・県事業との連携等により、達成を目指すこととする。

	令和3年度	概ね10年後 (令和13年度)
耕地面積 (①)	31,600 ha	28,500 ha
うち担い手が利用する面積 (②)	9,539 ha	16,245 ha
②/①	30.2 %	57.0 %

4 3以外の農地中間管理事業の推進により達成しようとする農用地の利用の効率化及び高度化の促進に関する目標

地域計画の作成を推進し、地域における目指すべき将来の農地利用の姿を明確化した上で、農地中間管理事業を推進することで、地域計画の達成による農用地利用の効率化・高度化の促進を図る。

また、基盤整備事業との連携により農用地の集団化を図るとともに、国・県事業等の活用による遊休農地の解消を推進する。

5 農地中間管理事業の実施方法

農地中間管理事業を円滑に実施するため、法第19条第2項の規定に基づき、機構から全ての市町村に対し、農用地利用集積等促進計画の案の作成・提出を求めることを基本とする。

6 農地中間管理事業に関する啓発普及その他農地中間管理事業を推進するための施策に関する事項

県は、市町村及び農業委員会等との連携により、地域計画の作成を推進し、その達成に向けた農地流動化の場において、農地中間管理事業を啓発・普及する。

7 関係機関の連携及び協力

県は、市町村、機構、(一社)和歌山県農業会議、農業委員会、JAグループ和歌山農業振興センター、農業協同組合、和歌山県土地改良事業団体連合会、土地改良区及び(株)日本政策金融公庫等の関係機関と密接に連携・協力し、農地中間管理事業を推進する